

直轄土木工事の積算をめぐる最近の話題

令和4年2月

大臣官房 技術調査課

建設システム管理企画室長 林 雄一郎

改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行 ⇒ 時間外労働規制を見直し
- 建設業においても改正労働基準法の施行から5年後（令和6年4月）に罰則付きの時間外労働規制の適用

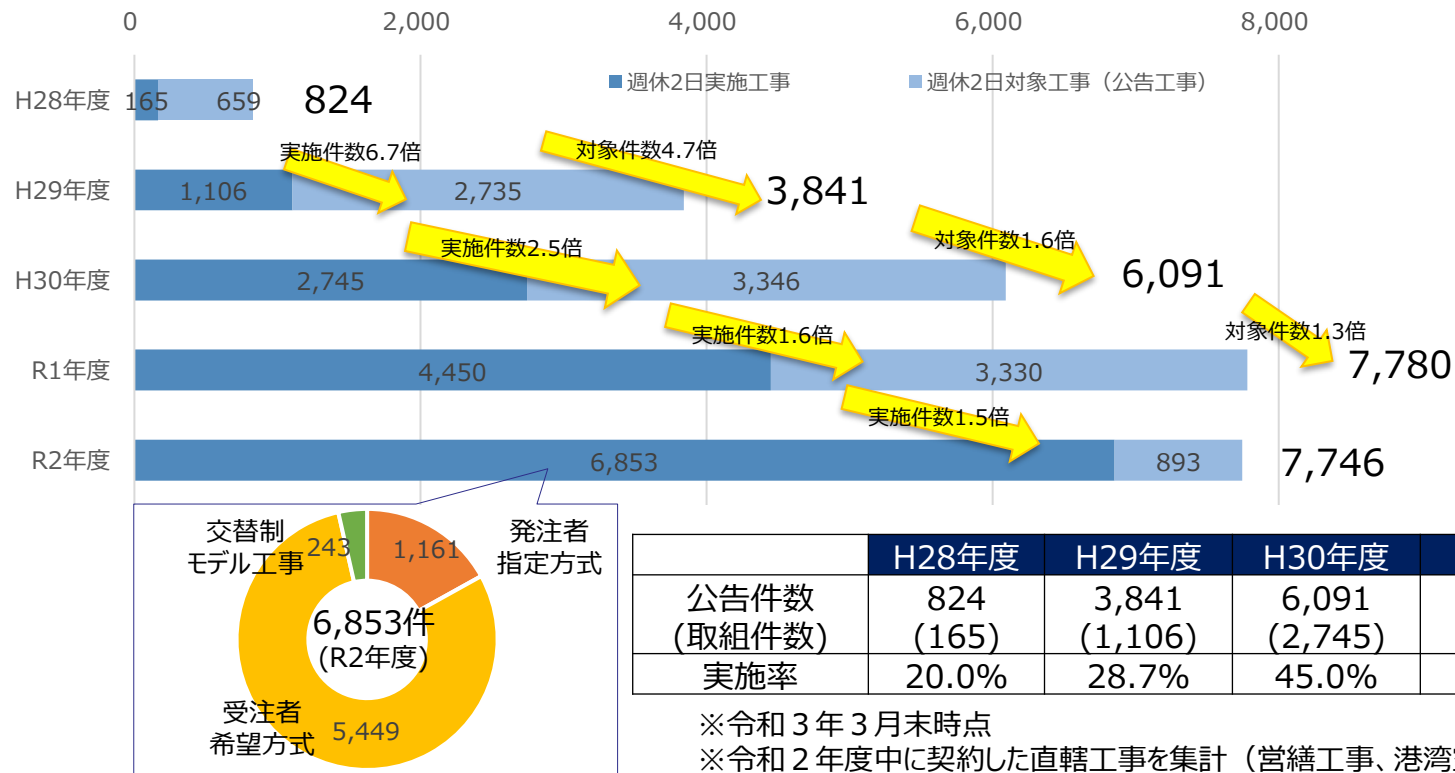
改正労働基準法（平成31年4月1日施行）

	現行規制	改正労働基準法（平成30年6月29日成立）
原則	「労働基準法で法定」 (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法33条）	「同左」 罰則：雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金
36協定の 限度	「厚生労働大臣告示：強制力なし」 (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし（年6か月まで）（特別条項） (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	「労働基準法改正により法定：罰則付き」 (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間（月平均30時間） …第36条第4項 ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間（月平均60時間） …第36条第5項 ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内（休日出勤を含む） …第36条第6項第3号 b. 単月100時間未満（休日労働を含む） …第36条第6項第2号 c. 原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限 …第36条第5項 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 …第139条第2項（第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない） ・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記（1）②a.b.は適用しない（※）が、将来的には一般則の適用を目指す。 …第139条第1項 ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

週休2日工事（これまでの経緯）

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄土木工事）



週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市(計67団体)）

- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
- R1年度：実施済66団体
- R2年度：実施済67団体

- 現場閉所による週休 2 日に取り組む工事は、週休 2 日に取り組まない工事に比べ工期が長くなり、現場事務所等の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者の給与等を含む現場管理費、機械経費（賃料）が官積算の計上額とかい離する可能性がある。
- また、週休2日を進めるためには、月当たりの労働日数の減少による労働者の収入の減少等によって、労働力の確保に懸念が生じないよう、労働力の確保に要する必要経費を適切に見積もる必要がある。
- そのため、工期日数の延長等に要する経費として、現場閉所の状況に応じて、共通仮設費、現場管理費（H29年度より）、労務費、機械経費（賃料）（H30年度より）に補正係数を乗じ、必要経費を計上。

現場閉所率（※1）	4週6休以上7休未満 （21.4%以上25.0%未満）	4週7休以上8休未満 （25.0%以上28.5%未満）	4週8休以上 （28.5%以上）
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

（※2）上記の補正のほか、4週8休を実施した工事については、工事成績評定において「工程管理」の項目を加点評価

（※1）現場閉所率（%）＝ 現場閉所（※3）日数 ÷ 対象期間（※4）

（※3）現場閉所

- ・巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態
- ・降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含める

（※4）対象期間

- ・工事着手日から工事完成日までの期間
- ・なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない

- R 1 年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。
- 交替制による週休2日を進めるためには、月当たりの労働日数の減少による労働者の収入の減少等によって、労働力の確保に懸念が生じないよう、労働力の確保に要する必要経費を適切に見積もる必要がある。
- そのため、交替制モデル工事における週休 2 日の実現に向けた環境整備として、工事従事者の休日の確保状況に応じ、R1年度より労務費に対して補正係数を設定。
- また、R3年度は、労働力の確保に要する必要経費として新たに現場管理費の補正係数を設定。

休日率（※ 1）	4週6休以上7休未満 （21.4%以上25.0%未満）	4週7休以上8休未満 （25.0%以上28.5%未満）	4週8休以上 （28.5%以上）
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

（※ 2）上記の補正のほか、4 週 8 休を実施した工事については、工事成績評定において「工程管理」の項目を加点評価

（※ 1）休日率（％）＝ 技術者・技能労働者の平均休日数（※ 3） ÷ 対象期間（※ 4）

- （※ 3）技術者・技能労働者の平均休日数
- ・対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が取得した休日の平均日数
 - ・ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする
- （※ 4）対象期間
- ・工事着手日から工事完成日までの期間をいう

- 休日割増を導入
- 契約後、受注者の法定休日について報告を貰う。

土木工事標準積算基準書（改定後）

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

3 労務費

労務費は、工事を施工するに必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)から(4)によるものとする。

(1) 所要人員

<略>

(2) 労務賃金

<略>

(3) 夜間工事の労務単価

<略>

(4) 休日作業の労務単価

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増し（基準額×割増対象賃金比×0.35）を加算するものとする。

※法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日

（参考）労働基準法【抜粋】

（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等）

第三十三条

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

2 前項ただし書の規定による届出があつた場合において、行政官庁がその労働時間の延長又は休日の労働を不相当と認めるときは、その後その時間に相当する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることができる。

3 公務のために臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）に従事する国家公務員及び地方公務員については、第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。

（参考）労働基準法に基づく割増賃金率表

種類	支払う条件	割増率
時 間 外 (時間外手当・残業手当)	法定労働時間（1日8時間・週40時間）を超えたとき	25%以上
	時間外労働が限度時間（1か月45時間、1年360時間等）を超えたとき	25%以上（※1）
	時間外労働が1か月60時間を超えたとき（※2）	50%以上（※2）
休 日（休日手当）	法定休日（週1日）に勤務させたとき	35%以上
深 夜（深夜手当）	22時から5時までの間に勤務させたとき	25%以上

（※1）25%を超える率とするよう努めることが必要です。

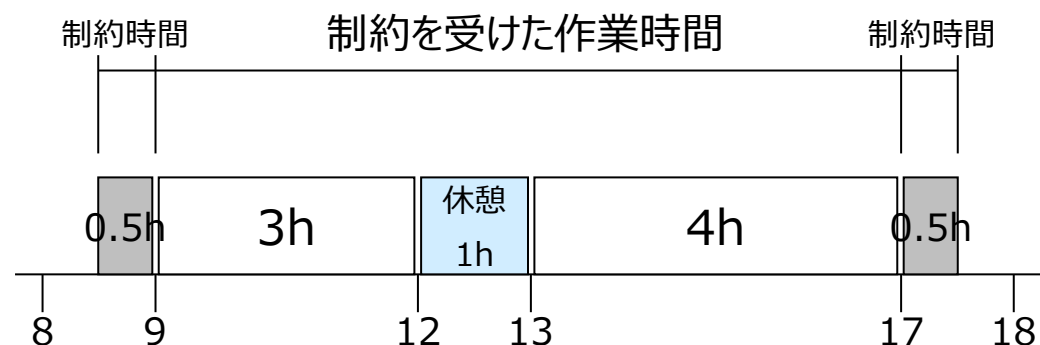
（※2）中小企業については、当分の間、適用が猶予されています。

時間的制約を受ける積算方法の見直し

土木工事において、現場条件により継続的に時間的制約を受け、標準作業時間（8時間）を確保することができない場合の積算方法として、労務費の補正を行う。

時間的制約を受ける積算のイメージ

（昼間施工で時間的制約を受ける場合の例）



時間的制約条件

- ① 現道の交通量の多い時間帯
- ② 通勤・通学の時間帯
- ③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- ④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等

以上の時間帯を避けた施工を行う場合。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

**砂防工事等の
山間部の工事を
想定して、
要件を追加**

- ① 現道の交通量の多い時間帯
- ② 通勤・通学の時間帯
- ③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- ④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
- ⑤ 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

①～④の時間帯を避けた施工を行う場合又は⑤の制約を受ける場合。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合※1	1.06
時間的制約を著しく受ける場合※2	1.14

※1：作業時間が、7時間/日を超え7.5時間/日以下

※2：作業時間が、4時間/日以上、7時間/日以下

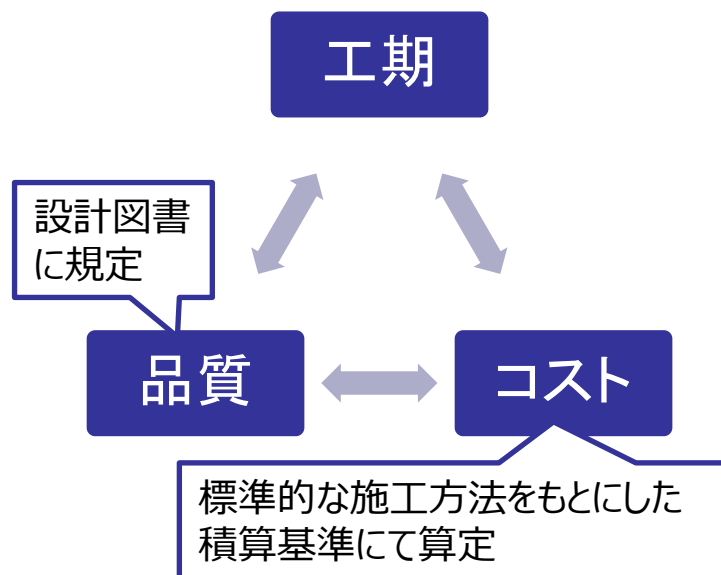
$$\begin{aligned} \text{設計労務単価} &= \text{基準額} \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times \underline{1.14} \end{aligned}$$

※ 直接工事費約1億円の砂防・地すべり工事で時間的制約を著しく受ける場合は、工事価格 約200万円（約1.3%）増

直轄土木工事における適正な工期設定指針【概要】

- 労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用。
- 品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付け。
- こうした中で、国土交通省直轄土木工事において、率先して適正な工期を設定するため、本指針を策定。

本指針における「適正な工期」とは、設計図書に規定する品質の工事目的物を、標準的な施工方法（コスト）によって施工する際に必要となる工期のことを指す。



工期設定指針の構成

（１）工事発注段階

- ①全体工期に含むべき日数・期間の設定
 〔 余裕期間、準備期間、施工に必要な実日数
 不稼働日、後片付け期間 〕
- ②「工期設定支援システム」の活用
- ③工期設定の条件明示等

（２）施工段階

- ①工事工程クリティカルパスの共有
- ②工期延期に伴う間接工事費の変更

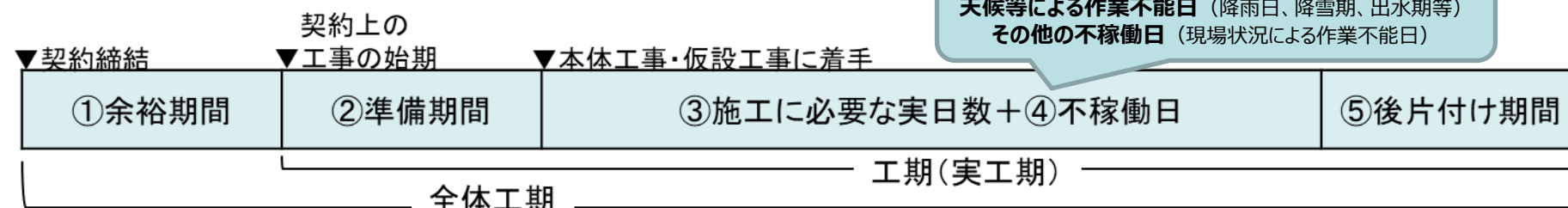
（３）工事完成後

- ①実績工事工程の収集

＜対象工事＞

国土交通省直轄土木工事（港湾・空港除く）を対象
 通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く

＜設定工期のイメージ＞



工事発注準備段階の配慮事項

- 全体工期に含むべき日数・期間として、**余裕期間**、**準備・後片付け期間**、**工期設定支援システムの活用**、**工期設定の条件明示**等を実施し、適切な日数を設定する。

余裕期間制度

○ 実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

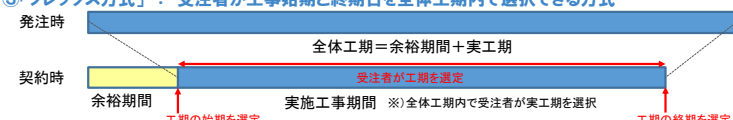
①「**発注指定方式**」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「**任意着手方式**」： 受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「**フレックス方式**」： 受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式



準備・後片付け期間

○ 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数
鋼橋架設工事	30～150 日	90 日	15～20 日	20日
PC橋工事	30～90 日	70 日	15～20 日	
橋梁保全工事	30～50 日	60 日	15～20 日	
舗装工事(新設工事)	30～50 日	50 日	15～20 日	
舗装工事(修繕工事)	30～40 日	60 日	15～20 日	
道路維持工事	30～50 日	50 日	15～20 日	
河川維持工事	30～50 日	30 日	15～30 日	
電線共同溝工事	30～50 日	90 日	15～20 日	

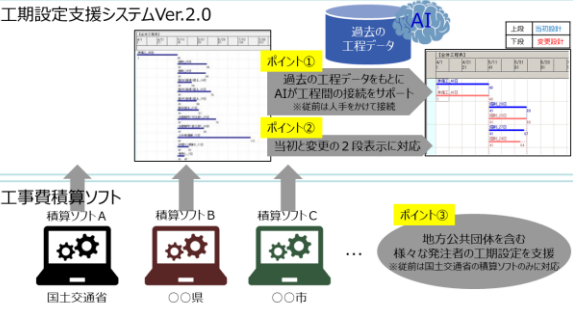
※ 1 余裕期間： 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
 ※ 2 実工期・実施工事期間： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

工期設定支援システムの活用

○ 工期設定に際し、歩掛ごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

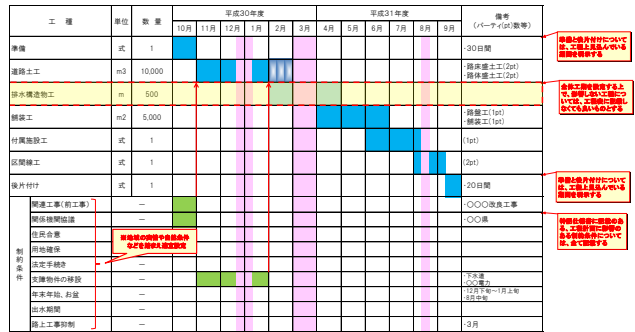


工期設定の条件明示

○ 週休2日制適用工事において、「工事工程表の開示」をセットで実施。（関東地方整備局の事例）

<工事工程表の開示試行>

- 準備・後片付けの期間を工程表に明示する
- 特記仕様書に記載のある工程計画に影響のある制約条件については、全て記載する
- 工期算定に用いたパ-ティ数等を明記する



工事工程クリティカルパスの共有①

(近畿地整の事例)

- 協議を円滑に実施するため、原則すべての工事において、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有。
- 工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確化

第1回打ち合わせ時

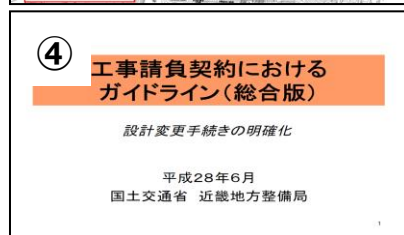
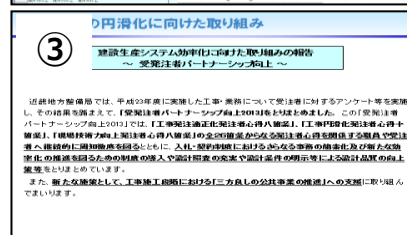
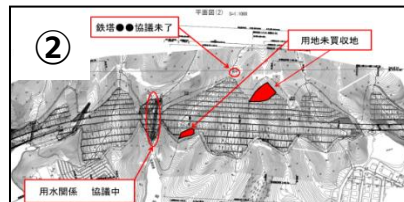
第1回打ち合わせ時

- ① 工期設定支援システムで作成した工事工程を受注者へ提示し、内容説明。
- ② 工事工程に関連する案件（用地関係、関係機関協議等）の対応状況や処理期限等について明示された、工事発注時チェックシート様式と、地元・関係機関等との協議未了箇所や用地関係箇所（未買収や未引渡し）等を既存の工事平面図等（1/2,500や1/1,000程度）に図示した資料を利用し、受発注者で工事工程の問題点等を共有。
- ③ 受発注者パートナーシップ（2013）向上における取組みの説明。
- ④ 工事請負契約におけるガイドライン（総合版）の概要説明

② 工事工程に関連する案件（用地関係、関係機関協議等）の対応状況や処理期限等について明示された、工事発注時チェックシート様式と、地元・関係機関等との協議未了箇所や用地関係箇所（未買収や未引渡し）等を既存の工事平面図等（1/2,500や1/1,000程度）に図示した資料を利用し、受発注者で工事工程の問題点等を共有。

③ 受発注者パートナーシップ（２０１３）向上における取組みの説明。

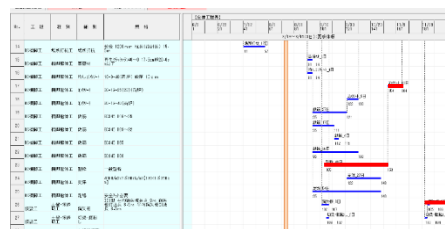
④ 工事請負契約におけるガイドライン（総合版）の概要説明



第2回打ち合わせ以降

- ① 第 1 回打ち合わせにおいて共有した情報を考慮したクリティカルパスを含む工事工程を受注者で作成
- ② 工事進捗定例会議等を利用し、工事工程に関連する案件の進捗状況の確認や工事工程クリティカルパスの変更が生じる内容について随時情報共有。

②工事進捗定例会議等を利用し、工事工程に関連する案件の進捗状況の確認や工事工程クリティカルパスの変更が生じる内容について随時情報共有。



クリティカルパスを含む工事工程（イメージ）

工事工程クリティカルパスの共有②

(中部地整の事例)

- 施工当初段階において、受発注者間で工事工程クリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び 対応時期について共有化することをルール化。
- 維持工事等を除き、原則として全ての土木工事で適用。

○維持工事等を除き、原則として全ての土木工事で適用。

＜工事工程共有の流れ＞

- ①発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が工事工程表（クリティカルパス含む）を作成し、監督職員と共有。
- ②工事工程に影響する事項は、その内容と対応者を明確化。
- ③施工中に工事工定表のクリティカルパスに変更が生じた場合は受発注者間で共有し、受注者の責による工期の遅れが生じた場合は、適切に工期変更を実施。

②工事工程に影響する事項は、その内容と対応者を明確化。

③ 施工中に工事工定表のクリティカルパスに変更が生じた場合は受発注者間で共有し、受注者の責によらない工程の遅れが生じた場合は、適切に工期変更を実施。

【例】受発注者間で共有する工事工程表

対応者	工種	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
受注者	〇〇工							
	〇〇工							
	〇〇工							
	〇〇工							
発注者	〇〇協編							
	支障物件移設							

○解決課題の対応者及び対応時期を明確化
追加特記仕様書に協議完了時期や支障物件移設完了
時期等工程に影響のある事項は記載すること

工期の変更・間接工事費の変更

- 一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合（天候要因等の場合）には、積算基準に基づき、間接工事費を変更。
※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

※本基準を適切に運用できるように、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

算定方法

$$\mathbf{G} = d\mathbf{g} \times \mathbf{J} + \mathbf{a}$$

G：工期延期に伴う現場維持等の費用（受注者の責によるものを除く）
dq：工期延期に係る現場経費率（%）

dg：工期延期に係る現場経費率（%）

$$dg = [A \{ (\frac{J}{a \times I^{b+N}})^B - (\frac{J}{a \times I^b})^B \}] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

N：工期延期日数（受注者の責によるものを除く）

R : 公共工事設計労務単価 (土木一般世話役)

A, B, a, b : 各工種毎に決まる係数

1: 対象額（工期延期時点の契約上の現場管理費対象純工事費）

a: 積上げ費用

受注者との情報共有、協議の迅速化

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・三者会議 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・設計変更審査会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施

工事着手時

施工中

変更設計

三者会議

施工者

「三者会議」

現場条件の把握
設計思想の把握
新技術の提案等

発注者

設計者

課題を早期に把握し

円滑な工事着手や手戻りの防止

ワンデーレスポンス

協議・承諾・確認等

発注者

受注者
(施工者)

「ワンデーレスポンス」

適切な工程管理が可能となり

現場の生産性が向上

設計変更審査会

発注者

受注者
(施工者)

発注者と受注者が
・設計変更の妥当性
・工事の中止等の協議・審議 等を実施

変更設計の透明性を図り

円滑な変更手続

受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

構造物を主体とする工事などを中心に実施。
また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や請負者からの申し出による開催も可。

原則、全ての工事が対象

変更を伴う全ての工事が対象
(数量精査等軽微な変更は除く)

- 政府の基本的対処方針において、**公共工事及び河川や道路などの公物管理は、継続が求められる事業に位置づけ**
- 国土交通省直轄工事では、一律に受注者に中止を求めることはせず、緊急事態宣言対象地域内においては、受発注者間で一時中止措置等について**協議を実施**
緊急事態宣言対象地域外においては、受注者から**一時中止等の申し出**があった場合、その申し出を尊重し、一時中止等の措置を実施

政府の基本的対処方針（抄）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和2年4月16日変更）

- 河川や道路などの公物管理は、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請されている。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について （令和2年4月7日）

（緊急事態宣言対象地域内）

- 受発注者による協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことできないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。

（緊急事態宣言対象地域外）

- 対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、緊急事態宣言発令地域内に準じた措置を行う。

○ 直轄工事・業務では、感染拡大防止のために必要と認められる対策について、精算時に契約変更を実施。
※以下の例に限らず、受発注者の協議により設計変更の対象となることもあるため、様々な工夫を期待（契約額に大きく関わる対策は前広な協議を）

（設計変更の対象とする対策の例）



「3密」の中での打合せ
⇒現場事務所の拡張



インカム



シールドヘルメット



作業時のマスク着用



消毒液の設置



赤外線体温計



Webカメラを活用した
遠隔による現場確認



労働者宿舎（↑外観、
→共用スペース）
⇒近隣宿泊施設の確保

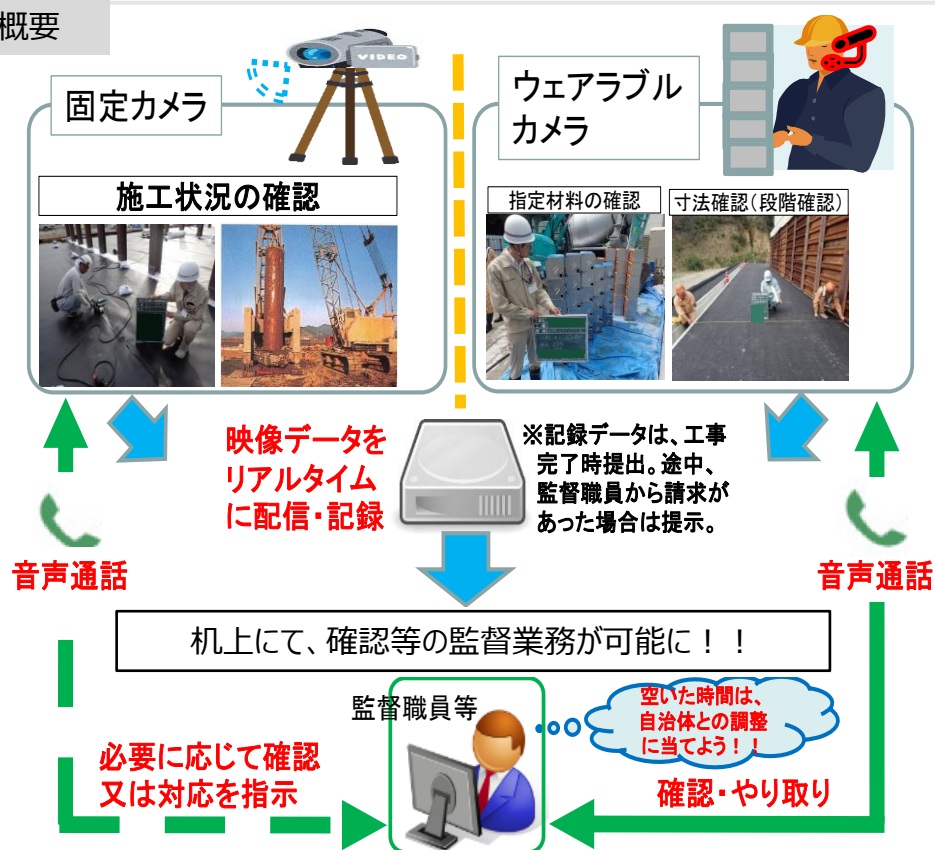


- 新型コロナウイルスが蔓延する状況下でも、いわゆる3密を避け現場の機能を確保するため、映像データを活用した監督検査等、対面主義にとらわれない建設現場の新たな働き方を推進。

＜対面主義にとらわれない働き方の推進＞

⇒映像や音声データ等の活用により、例えば従来は現場で行っていた施工状況や材料等の確認を、机上で実施することを可能とする取り組みの推進 等

概要



現場の状況を映像データ等により事務所に報告



現場より送信された映像データ等により事務所で確認

スライド条項について（契約約款第26条）

価格変動が・・・

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	臨時で賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能 (臨時で賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」

(令和3年12月1日付 通知)

(不動産・建設経済局長 発 建設業者団体の長 宛て)

[抜粋]

昨今においては、資材や原油の価格が高騰している状況にあることから、材料費や燃料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

工期内に賃金又は物価の変動により請負代金の額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して請負代金の額を適切に変更すること。

元請負人が請け負った建設工事について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金の額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し協議を求めることができることに留意すること。

下請契約の適正化確保の観点から、発注者と元請負人の関係においても、昨今の資材等の価格高騰を踏まえ、適切に対応することが重要であることに留意すること。

「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」

(令和3年12月1日付 通知)

不動産・建設経済局建設業課長/建設市場整備課長 発

公共発注者発注担当部長 宛て

[抜粋]

下請契約の適正化の確保の観点から、発注者と元請負人の関係においても、材料費や燃料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いします。

各都道府県におかれては、建設工事の契約の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村、地方公社等に対して、この趣旨及び内容の周知と適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、適正な契約の締結及びその履行の徹底に御協力をお願いします。

「『下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について』について」

(令和3年12月9日付 事務連絡)

大臣官房会計課長/技術調査課長/公共事業調査室長/同官庁営繕部管理課長/同計画課長、港湾局総務課長/技術企画課長、航空局予算・管財室長/航空ネットワーク部空港技術課長/同交通管制部交通管制企画課長、北海道局予算課長 発

大臣官房官庁営繕部各課長、各地方整備局総務部長/企画部長/営繕部長/港湾空港部長、北海道開発局事業振興部長/営繕部長、各地方航空局総務部長/空港部長/保安部長、国土技術政策総合研究所総務部長/管理調整部長、国土地理院総務部長/企画部長 宛て

[抜粋]

下請契約の適正化確保の観点から、発注者と元請負人の関係においても、材料費や燃料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう配慮するとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をされたい。

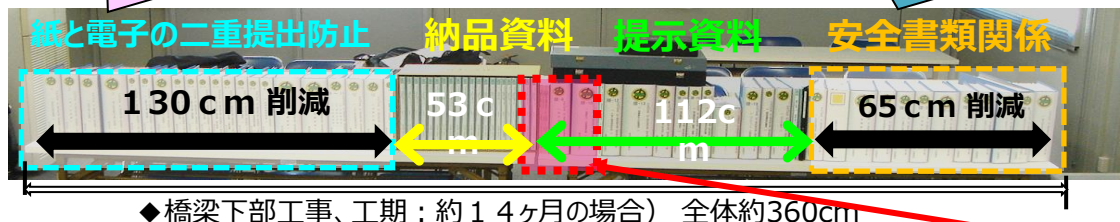
当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議により適切に対応されたい。

これまでの取組み

- 完成検査時における書類の削減
 - ・紙と電子による二重提出の防止
 - ・監督職員と検査官によるダブルチェックの廃止
- 自治体との工事書類の標準化（モデル自治体）

平成27年は二重提出の防止により削減

平成28年はダブルチェックの廃止により削減



～H29年度取組み

1. 「土木工事書類作成マニュアル」等の改善

- ・作成書類の対応における、ばらつきを回避
- ・簡素化のリーフレット作成
地方自治体など発注機関との情報共有、工事関係者への周知

2. 工事書類の簡素化

- ・施工計画書の提出時期の柔軟な対応
- ・電子化によるペーパーレスの促進及びASPの活用による電子検査の促進

3. 書類作成業務の効率化

- ・立会時のデータをタブレット端末に直接入力
- ・ASPフォルダーの改善等



4. 自治体の工事書類との標準化

- ・各ブロック代表自治体との作成様式の統一
- ・一部、対象を拡大し調整開始 **約40%の書類を統一**

H30年度～の取組み

1. 土木工事共通仕様書等の改訂

設計図書の照査を超える範囲の資料作成について、監督職員からの指示と費用負担の明記

2. 土木工事成績評定要領の改定

過度な書類の作成や編集の防止として、考査項目から「工夫」などを評価する記述を削除

3. 工事関係書類の削減

業務の効率化として、事前に受発注者双方で確認する工事関係書類一覧における項目の削減

4. 計測データや映像記録の活用

施工・品質・出来形管理における試験結果の書類を計測データや映像など連続データ記録を活用